

拝啓 社長殿



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931



（諏訪湖畔 中央公園）

今からでも間に合う今年の個人の節税対策

- ① 【ゴルフ会員権の含み損対策】売却可能なゴルフ会員権で含み損がある場合、そのゴルフ会員権の売却損失は、事業所得や給与所得など他の所得と損益通算することができます（但し、ゴルフ場経営法人が破産した場合など損益通算できない場合があります）。含み損がある場合、年内中の譲渡実行を検討されたいかがでしょうか。
- ② 【上場株式等の譲渡所得等に関する課税】上場株式等の譲渡所得に係る税率は、平成20年12月31日をもって10%の軽減税率が廃止され、平成21年度1月1日以降は20%となる予定です（但し2年間は、譲渡所得等の金額のうち500万円以下については、10%の軽減税率が適用）。今一度、保有株式の投資計画について検討してみたいかがでしょうか。
- ③ 【小規模企業共済の加入】小規模企業の個人事業主又は会社役員の方が加入でき、共済掛金の全額（年間最高で84万円）が所得控除できます。将来の自身の退職金準備になり、しかも受け取った時の税金も原則として退職所得となるため、非常に安くすみます。今からでも年払いの契約をすることで1年分の節税効果が得られます。
- ④ 【配偶者への居住用財産等の贈与の特例】婚姻期間が20年以上の配偶者（その他一定の条件あり）への居住用の不動産又は購入資金を贈与するときには2,000万円（基礎控除とを加えて2,110万円）まで配偶者控除が認められています。ただし同じ配偶者からは一生に一度しか受けることができません。一生に一度のビックプレゼントを検討されてみたいかがでしょうか。

税制改正情報 第21号 上場株式等の譲渡所得等に係る課税関係①

今月は、上場株式等の譲渡所得等に係る課税関係について、みていきましょう。

1. 株式等の譲渡所得等に対する課税

株式等の譲渡所得等は、申告分離課税の対象となっており、給与所得や雑所得など他の所得と区分して税額を計算し、確定申告により納税するという手続きが必要となっています。

株式等の譲渡所得等は、株式等の譲渡の収入金額から取得費（取得価額、取得時の手数料等）と譲渡に要した費用（譲渡時の手数料等）を差し引いて算出します。

特定口座を利用した場合には、確定申告を不要とすることも可能です。

区分			税務上の手続き等
上場株式等	証券会社等を通じた譲渡 など特定の譲渡	特定口座 源泉徴収選択口座	申告不要とすることが可能(注1)
		簡易申告口座	確定申告が必要(注2)
	一般口座		確定申告が必要
相対取引による譲渡など			確定申告が必要
非上場株式等の譲渡			確定申告が必要

(注1)源泉徴収があり、確定申告を不要とすることが可能です。ただし、他で生じた損益との損益通算を行うためには確定申告が必要です。その際には、証券会社等が作成する「特定口座年間取引報告書」を申告書に添付する必要があります。

(注2)源泉徴収がないので、確定申告が必要ですが、証券会社等が作成する「特定口座年間取引報告書」を利用することにより、申告の手続きを簡易なものとする事が可能です。

2. 株式等の譲渡所得等に対する税率

平成20年12月31日までの間に、上場株式等を証券会社等を通じて譲渡した場合、その譲渡所得等に対する税率は、10%（所得税7%、住民税3%）の優遇税率が適用されます。

区分	税率（平成20年12月31日まで）
・上場株式等（証券会社等を通じた譲渡など）	10% （所得税7%、住民税3%）
・上場株式等（相対取引による譲渡など） ・非上場株式等の譲渡	20% （所得税15%、住民税5%）

3. 上場株式等の譲渡損失

年間を通じて株式等の譲渡損益を通算した結果、証券会社等を通じた譲渡など、特定の譲渡による上場株式等の譲渡損失が残った場合には、その譲渡損失を翌年以降3年間に渡り繰り越して、各年の株式等の譲渡所得等から控除することができます。

譲渡損失の繰越控除の適用を受けるためには、毎年連続して確定申告をする必要があります。株式等の譲渡がない年であっても、繰り越される譲渡損失の金額については、毎年、確定申告書を提出しなければなりません。

（大久保 久美子）

種類株式を活用した事業承継対策④ 拒否権付株式

今回は、拒否権付株式を活用した事業承継対策について見ていきます。

株主総会（または取締役会）において決議すべき一定の事項について、その決議のほかに、拒否権付株式を所有する種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要といった定めを設けて発行することができます。拒否権付株式は黄金株とも言われています。

拒否権付株式の種類株主総会の決議を要する事項については、自由に定めることができます。

- たとえば、 役員の選任権について拒否権を有するものとする
- 役員の解任について拒否権を有するものとする
- 剰余金の処分の決定権について拒否権を有するものとする
- 代表取締役の選定権や解職権について拒否権を有するものとする

といった様々な活用が考えられます。

拒否権付株式を発行する定めを設ける定款変更を行う



拒否権付株式をオーナーに発行する



普通株式を後継者に生前贈与する

たとえば、後継者の権限委譲する段階において、拒否権付株式をオーナー会長に発行しておいて、後継者である息子の実権を握ることのなることに対して一定の牽制をかけておき、独断専行経営が行われるのを防止するという活用方法が考えられます。

税務上の留意点としては、オーナーが事実上後継者に権限を委譲し、代表取締役から取締役会長に退き、実質的に経営が後継者にバトンタッチした場合に、オーナーに退職慰労金の支給ができるかどうかという問題があります。

法人税法基本通達には、「役員の方掌変更によりその役員としての地位または職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができる」とあります。

オーナーが代表取締役から取締役会長に退いた場合、この要件に該当するかどうかといいますと、同族会社の場合には、オーナーは依然として実権を握っており、しかも一定の株式を保有していることから、その法人の経営上主要な地位を占めていると判断されることが多いでしょう。

上記の基本通達には、「代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められるものを除く」とあります。

ただ単に代表権を後継者に譲ったというだけでは、経営上の主要な地位を占めていることには変わりがないといえるため、オーナーへの退職慰労金の支給は税務上のリスクが相当あるものと思われます。役員退職慰労金の支給を利用して株式評価を下げたり、損金算入のメリットを享受できるかといいますと、こういった行為は否認される可能性が高いということを考慮する必要があります。

(税理士 朝倉 令子)

遺言に関する手続①遺言書検認の申立てをするとき

12月から、新しいシリーズが始まります。今回からは、遺言に関する手続についてみていきます。遺言書検認は、相続人等に対して遺言の存在と内容を明らかにして紛失を避け、記載内容を確認し、偽造・変造を防ぐための検証・証拠保全手続きです。

□検認とは、①相続人等に対し遺言の存在およびその内容を知らせるとともに、

②遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認日現在の遺言書の内容を検証し、証拠として保全する手続きです。

検認は、遺言の有効・無効を判断する手続きではありません。

検認の申立て

遺言書（公正証書遺言を除く）の保管者または発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後または発見した後、遅滞なく、遺言書を家庭裁判所に提出し、検認の申立てをしなければなりません。

検認期日の通知

遺言書の検認申立てをすると、家庭裁判所から、相続人・その他の利害関係者に検認期日が通知されます。

検認の実施

封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人またはその代理人の立ち会いのもと、開封しなければなりません。遺言書の記載内容が確認され、検認調書が作成されます。

検認済みの通知

遺言書の検認がされると、裁判所書記官から、検認に立ち会わなかった申立人、相続人、受遺者その他の利害関係人に対して遺言書の検認がなされた旨の通知がされます。これは手続き終了の通知であって、遺言内容の通知ではありません。

検認済証明

検認手続きが終了すると、遺言書原本の末尾に「検認済証明書」を編綴・封印し、保管者または発見者に交付されます。

過料

遺言書の提出を怠り、家庭裁判所の検認を経ないで遺言を執行したり、家庭裁判所外で開封した者は5万円以下の過料に課せられます。

(税理士 朝倉 令子)



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95